

予算決算審査特別委員会（7月7日）

開会（9：32）

○池谷委員長 皆様、お疲れさまです。ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

本日は川島委員が欠席ということで連絡がありましたので、委員の皆様にご報告させていただきます。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託された案件は1件です。

議第51号「令和2年度焼津市一般会計補正予算（第5号）案」を議題といたします。

審査順序は、最初に総務部、行政経営部、健康福祉部、こども未来部、経済部、交流推進部、防災部、都市政策部、その後、空気の入替えを行いまして、環境部、教育委員会事務局部分の審査を行います。

それでは、質疑、意見に入ります。

お手元に配付してあります①質問通告一覧表のとおり、順次御発言願います。なお、同じ項目の質問通告が多数ありますので、同じ質疑を繰り返すことのないように御発言には御留意願います。お願いします。

それでは、早速始めたいと思います。初めに、歳入のところから始めたいと思います。

1番目、須崎委員。

○須崎委員 それでは、私からは、補正予算書5、6ページ、歳入、14款1項6目3節都市計画使用料、駅前広場使用料についてです。

それでは、焼津駅前の使用料及び西焼津駅前の使用料、合わせて102万9,000円の減は減免によると説明がありました。減免の割合はどのぐらいになるのかお伺いいたします。

○杉山都市計画課長 それでは、須崎委員へお答えいたします。

焼津駅、西焼津駅につきましては、駅前広場の占用料につきましては、駅前広場条例に基づいて徴収しております。今回の新型コロナウイルスの関係によりまして、経済情勢の低迷による減収から、4月から9月までの6か月分を減免するものでございます。年間の減免率という言い方にしますと50%の減免ということになります。

以上でございます。

○須崎委員 4月から9月ということで、半年間の減免、50%減免をするということで、この辺の使用料は、当然、条例で定められてあるというふうに今お聞きしましたので、使用料のほうの定めはどのようになっているのかお伺いいたします。

○杉山都市計画課長 焼津駅前広場条例に占用料——使用料ですね——を定めているんですけれども、タクシー1区画当たり3万9,600円ということで条例で指定しております。

以上でございます。

○須崎委員 了解いたしました。以上で質疑を終わります。

○池谷委員長 次に、2番目の質疑です。石原委員。

○石原委員 須崎委員が質疑されたので、そこは割愛させていただきます。

タクシー会社というのは、今何社ほど西焼津と焼津駅に止まっていますか教えてください。

○杉山都市計画課長 石原委員にお答えいたします。

焼津駅、西焼津駅含めまして、タクシー会社は全部で6社が占用しております。

以上でございます。

○石原委員 ありがとうございます。

○池谷委員長 それでは、次に、3番目の質疑に移ります。深田委員。

○深田委員 歳入、15款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8億3,942万円について伺います。

1、本市の国に提出する実施計画案は、今回の新型コロナウイルスの影響によって市内の状況をどういうふうに見て計画案を作成されたのか。

2つ目に、国のほうで可能な事業例または対象事業、そして、県内の事例という資料を私どもは見つけてきて持っております。それと焼津市の計画案のバランスというのはどうなのかなというところが少し心配になりますので、その辺についての見解を伺いたいと思います。

3つ目に、焼津市の実施計画案と地方創生臨時交付金の交付決定、このスケジュールについてはどうなっているのか伺います。

4つ目に、今回の臨時交付金の8億3,942万円、これは歳入で入っておりますけれども、その内訳として、家賃支援を含む事業継続や雇用維持への対応分、それと、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分の内訳、この2つの合計となっております。資料によりますと、家賃支援を含むほうの対応分は3億9,332万9,000円、新しい生活様式のほうの対応分は4億4,609万1,000円という資料がございます。その合計が8億3,942万円ですが、今回の補正予算の両方それぞれを足しますとこの金額より低いものですから、実際の内訳を伺いたいと思います。

以上です。

○杉山政策企画課長 深田委員にお答えをさせていただきます。

まず1点目の本市の事業計画案と市内の状況ということでございますが、今回の国の第2次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、休業要請に伴う協力金や旅館やホテル等の経営支援など、家賃支援を含みます事業継続や雇用維持等への対応分、この1本と、また、3密対策であるとか新しい生活様式での施設再開に向けた支援、テレワーク導入支援など、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への分として交付されるもの、委員がおっしゃったとおりでございますけれども、本市の状況といたしましては、感染者は市内からは出ておりませんが、引き続き、官民併せた感染予防の対策を徹底するとともに、緊急事態宣言により観光や飲食業を中心に大きな影響が出てございますので、こうした市民生活を守りまして地域経済も支えるという新しい生活様式、これを推進して、そしてまた、キャッシュレスの決済導入の推進でありますとか、小・中学校のICT環境整備なども含めて、幅広く交付金を活用したいと考えているところでございます。

また、いろいろな事業例を踏まえたバランスというお話ですけれども、この計画を策定するに当たりましては、具体的な事業の検討に当たりまして、先ほど委員もおっしゃられました、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集や県内市町の取組なども参考にしまして、様々な分野の取組事例を参考として、本市の先ほ

ど申しましたこれまでの状況を踏まえながら事業検討のほうは進めてきたところでございます。

3点目の交付決定のスケジュール等のお話ですけれども、実施計画案と実施計画の提出期限につきましては9月30日、そして、10月から11月にかけて交付決定になると聞いておりますけれども、今9月30日と申しましたが、実施計画の先行受付の期限というものも定められておまして、これにつきましては7月31日までとなっておりますので、この先行受付で提出ことによりまして交付決定の時期も早まりまして、地域の経済対策にいち早く取り組むということが出来ますので、この提出時期を目指して、今、事務のほうを進めているところでございます。

あと、4点目の、先ほどの事業継続や雇用継続等への対応と新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等の対応についてというところで、合計額が合わないというところのお話でございますけれども、先ほど委員がおっしゃられました事業継続や雇用継続等への対応についての3億9,332万9,000円、また新しい生活様式対応の事業についての4億4,609万1,000円については、一応国からそれぞれの事業の金額の枠が示されておりますけれども、取りあえず国からは、これの合計額8億3,942万円の範囲内であれば相互に融通することができるというふうなことを聞いておりますので、本市の今回の8億3,942万円の内訳といたしましては、事業継続や雇用継続等への対応に関しましては、申し上げますけれども、2億3,873万7,000円、また、生活様式の部分につきましては6億68万3,000円。合計しまして8億3,942万円となっているところでございます。

委員がおっしゃられている7月の臨時補正予算の概要の中の金額と足しても合わないというところでございますが、これに関しましては、これまでも新型コロナウイルス対策事業としていろいろ行ってきたところでございますが、一般財源で予算措置をされておりました事業もございまして、今回は財源振替をさせていただいておりますので、その部分が事業費として一致しないという主な理由でございます。

以上でございます。

○深田委員 仕組みのほうは分かりました。これからの、焼津市はまだ感染者は出ていないということだけでも、3密対策を官民併せて徹底していく、地域経済の上でも活性化させていく、そういう趣旨があつての今回の臨時交付金を活用した事業を、キャッシュレスとか教育とか幅広くやったというお話がございました。

これまで実際に、事例集も参考にされたということなんですが、市民の意見とか、それぞれのいろんな事業者がありますよね。今回は、産業では水産関係のは入っておりますけれども、農業の部門が入っていません。福祉のほうでは介護や障害の関係も入っておりません。保育園、学童保育の関係も入っておりません。こういう事業についてどうやって吸い上げてきたのか、今回の臨時交付金。事例集はいっぱいあります、いろんな分野で全国でも。対象となる事業としては入っております、こういうものも。

それで、市民の意見と実態の意見をどういうふうに吸い上げていったのか。それをまず。一問一答でいいですか。お願いします。

○石原行政経営部次長 市民の皆さんの意見の聴取ということでございますけれども、事例集につきましても全庁に共有をしておりますし、各部局において関係する市民の皆さんの意見を聴取して今回の事業を企画立案していただいたと、そういうふうに承知し

てございます。

- 深田委員 この後、いろいろ事業についての質疑が入っていくと思うんですけども、細かいことには入らないですけども、私も一般質問で市民の声を上げさせていただきました。例えば、浜当目の海、海水浴が中止になって、それに対する遊泳は禁止じゃないという。だったら、それなりの啓発とかその対策は、市民に、そこに行くようにするように進めるべきじゃないかということでしたけれども、これから3密対策と併せた新型コロナウイルス対策はウイズでやっていくんだと、アフターコロナとその前の、今、ウイズかもしれない。そういう状況の中でも、Go Toキャンペーンも私は矛盾していると思いますけど、そういうのも入っているんですよね。だったらそういうのもやっていくんだったら、それなりの対策についてやるべきだと思うんです。その浜当目のほうでも、更衣室とかリースもこの臨時交付金で使えますよと、令和2年度中に使うもので新型コロナウイルス対策であれば、この新しい生活様式のための予算であれば、こういうのも対応できますよ、こういうのも、今の時期ですから私は必要だと思います。

それで、農業でもそうです。輸入が入ってこなくなってしまうたら、自分たちの地域でちゃんと自給率を高めるための、その支えとしての臨時交付金の活用の仕方もあったはずですよ。介護施設だって、県のほうは、県がやる県がやるという答弁だったんですけども、この臨時交付金を使って、焼津市として介護保険事業者にちゃんと提案できる支援をすることも対象の中に含まれているんです。こういう声が、私は、市のほうとして吸い上げてこなかったんじゃないか。議会で、何でこれほど一般質問をやってきたのに受け止められなかったのかなということも、私はちょっとそういう気持ちもありますけれども。

実際にスケジュールを見ましたら、先ほどの御答弁でも10月から11月に決定、その前の7月31日に先行で受付で決定されるよと、そういうお話もございました。その後、臨時交付金の交付の決定が10月から11月ですけども、第3次臨時交付金の発表とともに、また、第3次の焼津市の実施計画の提出というのもこのスケジュールの中に入っております。ですから、私は、もっと市民の声を吸い上げた、現場の声を吸い上げた新たな実施計画の提出になるのか、今、実施計画案を仮に受け付けて、内部でオーケーが出たかもしれないんですけども、それに上乘せしていくというような対応、対策が図れないかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

- 杉山政策企画課長 今、第3次というお話がございましたけれども、第3次について、まだ具体的な話は国のほうから頂いてございません。ですので、今回、第2次においても、新しい生活様式というところの国の考え方が示されてから我々のほうとしては検討に当たったところがございますので、もし第3次があるということであれば、その第3次の国の考え方を見た上で検討に当たっていきいたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 深田委員 この臨時交付金に関するQ&Aを読みましたところ、この第3次配分の交付限度額について、いつ頃通知される予定かということが書いてあります。国のほうでは、全ての対象国庫補助事業の配分先が決定された後、速やかに通知することを想定している。もう国のほうではこういうふうに全国の地方自治体にちゃんと通知の中で、Q&Aで示しているんです。書いてあるんです。だから、今、その先のことは分かりませんじ

やなくて、今、まだまだ現場の実情を改善するための支援策として声を吸い上げて、それについて対策を練ることが大事じゃないかなと思うんです。だから今お伝えしたんですけれども、再度お聞きします。

○杉山政策企画課長 第3次の交付限度額はいつ通知されるのかというQ&Aの内容での今の例示かと思えますけれども、先ほども申し上げたとおり、具体的な考え方というのがやっぱり示されないと、なかなか検討というのは難しいかと思えます。委員の御意見も参考にしながら、その際には国の考えを踏まえて事業計画案を練っていききたいというふうに思っております。

○深田委員 今後もあるということをご想定しながら、市民の実情、現場の実態を吸い上げる、そういう努力をぜひしていただきたいと思えます。

それから、先ほどの4番目の2つの内訳について、金額を今御答弁頂きましたけれども、具体的な事業名は一覧表にして、それぞれの、配付をしていただけますか。

○石原行政経営部次長 分かりやすい表を作りまして、また議員の皆様にも情報提供させていただきます。

○深田委員 了解です。

○池谷委員長 次に4番目の質疑に移ります。ここからは歳出です。増井委員。

○増井委員 私からは、歳出の2款1項13目テレワーク・オンライン会議推進事業費の件でお伺いいたします。

説明会の件で、内容、大方の経費についての説明はございました。さらに、不足部分も含めて、もう少し詳細な内容をぜひお伺いをしたいと思えます。

○塩原管財課長 増井委員の御質疑にお答えします。

まず、オンライン会議につきましては、庁内での新型コロナウイルス感染症対策本部会議などの会議のほか、国や県、民間事業者との間で既に実施しております。会議の内容によっては職員の自席で行うことが不適當な場合もありますので、専用の貸出し用のパソコンを整備することで、会議室などほかの場所での実施体制を拡充しようとするものでございます。

また、聞きやすく、小さな声でも明瞭に集音できるマイク付きのヘッドホンを整備することによって、より円滑に会議が実施できる環境を整えようとするものでございます。

テレワークにつきましては、在宅勤務を行う場合で、焼津市の行政ネットワークへの接続を必要とする場合に使用できる専用の貸出し用パソコンを拡充しようとするものでございます。

なお、自席ではなく、会議室でのオンライン会議やテレワークを行う場合は、タブレットパソコン本体以外にキーボードやマウス等の付属品を持ち運ぶ必要がございます。また、タブレットパソコンの画面というのは、小さくて長時間の作業には不向きな点もあることから、これらの課題に対応するためにも、貸出し用のノートパソコンを追加整備しようとするものでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○増井委員 分かりました。庁内の話ではございますけれども、この庁内のこういったテレワークあるいは会議といったものが潤滑に進まないと、逆に市民サービスへの影響といったものも生じてきてはならないというふうに思います。ぜひとも落ち度なく整備を

していただいて、きっちりしたプロジェクトと、もちろんもう既にやっつけられていますけれども、さらに精度を高いものにしていただき、それがより市民サービスのほうに転嫁するような形でぜひお願いしたいと思います。

私の質疑をこれで終わります。

○池谷委員長 次に、5番目の質疑、杉田委員。

○杉田委員 今の増井委員の質疑の中で一部答えられていますけど、答弁の中でも、既にオンライン会議、新型コロナウイルス対策会議だとか、そういうのがオンラインでやられているという情報ももらっているわけですけど、それは各部長が自分の席でやられているということなのかどうかなんですけれど、そのときに、今もうやられているんだけれど、そのほかの場所に行ってやらなきゃならないとか、そういうことを今言われたんですけれど、どういう場合はそういう、自分の席だとまずいということがあるんですか。

それと、あともう一つ、テレワークをやらなきゃならないような部署というのを具体的に、テレワークをやれる部署とやれない部署があると思います。具体的に今想定しているのは、どんな部署でどんな作業が計画されていますか。

それと、冒頭の部分で、今、テレワークとオンラインが増えてきたと話されていますけど、今回の提案の中で、テレワーク・オンライン会議というふうにあるので、テレワークとオンライン会議って、これはセットなのかなというふうにとっちゃうんだけれど、これは明らかに別の仕事だというふうに分けていいのか。

そして、今、マイクだ何だかんだ、小さなパソコンどうのこうのと言いましたけれど、そういうものの事業費の内訳についてお伺いいたします。

○塩原管財課長 杉田議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス会議につきましては、各部長が自席で行っております。

あと、自席で行うことが困難な場合ということでございますけれども、どうしても、自席におりますと周りの音ですとか会話といったものをマイクで拾ってしまうものですから、なるべくそういったこと、そういった環境ばかりではないんですけれども、そういったときには、もうちょっと静かな場所でオンライン会議をしたりということも考えられるということでございます。

次に、テレワークやオンライン会議の実施部署についてでございます。

オンライン会議は、その会議の内容、メンバーなどに応じて各部署の職員が実施いたします。テレワークにつきましても、在宅勤務を実施する場合、実施可能な範囲におきまして各部署の職員が適宜実施することになります。

また、テレワークとオンライン会議はセットかということでございますけれども、テレワークは在宅勤務などの場合で、オンライン会議はウェブで会議を行う場合がございます。それぞれ別ではございますけれども、使用するパソコンなどにつきましては、必要な設定をすることによりまして双方で使用可能となります。

最後に、事業費の内訳でございますけれども、事業費といたしまして、マイクつきヘッドホン50台の購入に31万9,000円、備品購入費といたしまして、ノートパソコン10台の購入に304万円を計上してございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○杉田委員 これですけれども、私もそういう部門が苦手なんですけれども、今までのやられているオンライン会議というのは、今までは費用はかかっていなかったということですか。

○塩原管財課長 これまでのオンライン会議につきましては、今、職員に貸与しておりますタブレット型のパソコンを使用しております。ただし、それまで、オンライン会議が使用できるような環境の設定ですね、パソコン上での設定、そういったものにつきましては、前回の補正予算で導入をさせていただいております。

以上でございます。

○杉田委員 分かりました。私もあまり分からないんですけど、ズームというのがあるということですか、こういうのというのは使っているんですか。

○塩原管財課長 ただいまの質疑ですけれども、市のほうでオンライン会議、基本的にはズームをそのまま使わせていただいております。ズームもしくはスカイプ。あと、使用する相手方によりましては、別のプログラムというんですか、アプリケーションを使う場合もございますので、そういったときには管財課のほうに事前に連絡を頂きまして、必要なアプリケーションを専用のパソコンに落として使用するというのもやっております。

以上でございます。

○杉田委員 スカイプだとかズームというのは、基本的に費用がかからないというのを聞いているんですけど、かかるんですか。

○塩原管財課長 スカイプなんですけれども、無料のものもございます。ただし、無料の場合ですと、使用時間が40分までと制限がございます。会議によりましては、当然のことながら1時間を超えるもの等もございますので、そういったものについては有料の形になります。

以上でございます。

○杉田委員 ズームが40分という。

○塩原管財課長 ズームです。すみません。申し訳ございませんでした。

○杉田委員 分かりました。会議が40分以上になるということで、新しいのが必要だというふうに理解します。

それで、先ほどの答弁の中で、オンライン会議というのをやるのは部長レベルなのかなと思ったけど、そのほかのレベルでも実際にもうやられているということですか。

○塩原管財課長 既に部長さんたち以外も、その下のレベルでも、6月にこれまで20件ほどやられております。今月に入りまして、管財課のほうの専用のパソコンを利用しての申請が、現在のところ14件ほど入っております。

以上でございます。

○杉田委員 もう既にそうやって利用をどんどんどんどんしながら合理化を図っているというふうに思います。それがさらに続けていけるようにということでの対策だと分かりました。

あと、先ほど、テレワークについて、必要な部署において適宜というふうなお話だったんですけど、今までにもテレワークというのはどこかの部署で実施されているということですか。

○増田総務部長 テレワークの実施の関係について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

在宅勤務の形になるわけでございますけれども、新型コロナウイルスの感染の拡大に伴いまして、勤務者を減少させて職場の密を低減するというのが国のほうから要請がございました。そういう中で、焼津市におきまして、4月20日頃になりますが、庁内でそのための取組といたしまして、在宅勤務、それから、週休日の振替でありますとか勤務場所の会議室等を利用した分散とか、そういった取組をしております。そのときに、在宅勤務ということで、いわゆるテレワークというような形を取ったわけでございますが、このときには、やはり、できるできないという仕事がございます。それで、個人情報扱う仕事は原則として在宅勤務では行わないとか、そういったルールの下に実施をいたしまして、緊急事態宣言の解除に伴って、在宅勤務の扱いは現在は中止をした形でございますけど、実施件数としては50件ほどの実施がございました。

以上です。

○杉田委員 今答弁頂いた個人情報の問題について、テレワークをやることによって漏れることがないかというのが心配だったので聞きました。

以上です。

○池谷委員長 それでは、次の質疑に移ります。秋山委員。

○秋山委員 それでは、このテレワーク・オンライン会議推進事業費についてですけれども、こういった環境整備によって具体的にどういった効果が得られるということか、今まで、これまでも御答弁頂いていると思うんですけども、もう一度整理してください。

○塩原管財課長 秋山議員の御質疑にお答えいたします。

テレワークやオンライン会議の環境整備の効果についてでございますけれども、まず、現状におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への取組として、専用パソコンを整備することで焼津市の行政等に接続可能な形で在宅勤務を行うことが容易となります。

また、マイクつきのヘッドホンを整備することによりまして、周囲の雑音などを気にすることなくオンライン会議がより円滑に実施できるようになります。

このように、オンラインによる業務環境を拡充することが、働き方改革の流れの中におきましては、移動や通勤の負担軽減、育児や介護と仕事の両立に資するなどの効果が考えられます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○秋山委員 今おっしゃられたように、本当に働き方改革につながるというか、そういう後押しになることだと思うんですけども、こういったことを全体に、これが足りないからということで環境整備、環境整備と継ぎはぎするんじゃなく、全体的な整備の計画というんでしょうか、例えば、テレワークが可能になってくる環境を整備するとか様々あるんですけど、それはどのぐらいまでにやるというような、目標とするような指標の中でこういった推進が図られているということなのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○増田総務部長 秋山議員の御質疑でございますが、テレワークあるいはオンライン会議をどのぐらいの程度までやるというような計画なり目標といったような御質疑かと思ひ



ますが、このウェブ会議にしましても、テレワークにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って初めてといたしますか、導入をしたという経過でございます。したがって、現在、こういったレベルまでというところの計画まではっきりしたものはございませんので、可能な範囲で導入をしながら、実施状況なども踏まえて、また、問題点なども把握しながら、中長期的には働き方改革の中での取組といった側面がございますので、そういった面についても、今後、考え方なり計画なりを検討していきたいといった状況でございます。

○秋山委員 分かりました。

○池谷委員長 それでは、次の質疑に移ります。7番目、石原委員。

○石原委員 ほとんど回答が出ましたので、以上です。

○池谷委員長 それでは、8番目の質疑に移ります。須崎委員。

○須崎委員 それでは、私から、補正予算書の7、8ページ、3款2項10目ひとり親世帯臨時特別給付金事業費についてです。

1点目は、委託料が530万円になっております。委託料の内訳、それと、委託期間をお伺いいたします。

2点目は、給付の対象世帯数あるいは対象世帯への通知方法、給付金の内容及び給付方法をお伺いいたします。

○藤野子育て支援課長 初めに、今回のひとり親世帯の臨時特別給付金の概要について、簡単ではありますが御説明を加えさせていただいた上で、御質疑のほうにお答えをさせていただきたいというふうに考えています。

また、今回の臨時特別給付金の仕組みとして、基本給付というものと、それから、追加給付という2点がございます。

1点目の基本給付の対象者、要件になりますけど、今年の、令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方、この対象者が一番多くなります。それから、公的年金等、これは、具体的に言いますと、例えば、遺族年金とか、それから、障害者年金を受給していることにより6月分の児童扶養手当の支給が停止されている方。児童扶養手当というのは所得制限がございます。それから、もう一つが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変してしまって、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になってしまった方、この3点が対象者になります。

給付金額でありますけど、1世帯当たり5万円。それから、第2子目以降につきましては1人3万円が給付されます。ですから、お子さんが2人いれば、5万円プラス3万円ですので8万円が給付されることになります。

それから、2点目の追加給付というものなんですけど、こちらのほうの対象者、要件につきましては、今説明させていただきました基本給付の対象者のうち、6月分の児童扶養手当が支給されている方と、それから、年金を受給していることにより6月分の児童扶養手当の支給が停止されている方の中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、例えば、収入が減ってしまったとかいう申出があった方が対象となります。給付金額は1世帯5万円であります。

以上が、ひとり親世帯特別臨時給付金の概要についてでございます。

それでは、委員の御質疑にお答えさせていただきます。

初めに、給付金の対象世帯数、それから、給付金の内訳、給付方法についてであります。まず、6月分の児童扶養手当が支給される方の対象世帯数につきましては、957世帯を見込んでおり、給付金額につきましては、基本給付、それから、追加給付を合わせて1億1,068万円を見込んでおります。そして、給付方法につきましては、6月の児童扶養手当を支給されている方については申請の必要がございません。8月中までに6月分の児童扶養手当を支給している口座、通帳のほうに振込をいたします。

次に、公的年金等を受給していることにより6月分の児童扶養手当の支給が停止されている方につきましては、すみません、具体的な対象数が把握できないものですから、児童手当などのデータから、最大の見込みとして138世帯、それから、基本給付、追加給付を合わせて1,794万円を見込んでおります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変してしまって、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方につきましても、最大の見込みとして225世帯、基本給付として1,800万円を見込んでおります。この方たちの給付につきましては申請が必要であります。申請内容を確認した上、精査した上で、指定口座に可能な限り速やかに振り込んでまいりたいというふうに考えております。

次に、通知方法についてであります。6月分の児童扶養手当が支給されている方や児童手当のデータなどから支給の可能性のある方につきましては、郵送にて直接御案内いたします。

また、幅広く周知する方法としまして、8月の「広報やいづ」、それから、市のホームページ、やいちゃんの子育てAIサポート、ラインなどでもお知らせをいたします。また、厚生労働省のほうでは、既にこの給付金のコールセンターを開設しておりますので、何か質疑等があれば、そちらのほうに電話をかけていただければ対応ができることになってございます。

最後に、委託料についてであります。まず、委託料の内容は、通知の印刷、それから、通知の封入、封緘などのアウトソーシングと、それから、給付費に当たってのシステム改修のものでございます。

委託期間につきましては、アウトソーシングについては8月末を予定しております。システム改修については、来年の3月末までを予定しております。

以上でございます。

○須崎委員 細かく説明していただきましてありがとうございます。通知して、世帯数に漏れないようにぜひ行っていただきたいと思っております。そして、少しでも早く給付ができるように、また、職員の方も頑張ってくださいと思いますので、以上で質疑を終わります。

○池谷委員長 次に、9番目の質疑です。深田委員。

○深田委員 おおよそ分かりました。4番目の介護が必要な世帯の方への支給方法というのは、先ほどの所得が少ない人とか、基本給付を支給する人ということになるのかなと思うんですが、DVで今の住居にはいないという世帯というか、ひとり親の方、お子さんと一緒に住んでいる方はどうなるのでしょうか。

それから、最後に、今、課長がシステム改修は来年末を予定ということでおっしゃってございましたけれども、今回の独り親家庭の給付事業と何か関係があるんですか、来年

度末のシステム改修と。その辺を確認させてください。

- 藤野子育て支援課長 初めに、DVの関係になるうかと思えますけど、配慮が必要な世帯への支給方法につきましては、6月の児童扶養手当を支給している市町などから、直接その対象者の方に御案内と給付がされることになっております。また、例えば、追加給付とか、それから、6月の児童扶養手当以外の申請が必要な方の対応につきましては、生活実態のある避難先の市町などに申請することができるようになっております。

それから、2点目のシステム改修費の工期の関係かなと思えますが、当然、一番最初の6月の児童扶養手当を受給されている方につきましては、8月まで給付が行われるものですから、システム改修はそれまでには完了しているものなんですけど、その後に追加給付の方、それから、6月の児童扶養手当以外で、例えば、年金を受給していることにより、今は児童扶養手当はもらっていないけど、その人たちも対象になります。ですから、その人たちは申請が必要になりますので、申請の受付が来年の2月末までを予定しておりますので、基本的には、そこの中でシステムが何かトラブルがあっては困るわけなんですけど、工期としては来年3月まで契約期間として締結したいなというふうに考えているものでございます。

すみません、以上です。

- 深田委員 システム改修を来年度末まで予定ということは、長くやるということですか、システムの改修のこの……。どういう意味なんですか。

- 藤野子育て支援課長 すみません。改修を3月の末までやるという考えではなくて、改修は、基本的には、6月の児童手当を給付する方に間に合うように改修は進めていきます。ただ、その後に、申請が必要な方の関係も作業は行っていくものですから、そういった関係で、何かトラブルがあってはいけないというふうには当然大前提で考えますけど、契約期間としては来年の3月まで契約したいというふうな意味のことでございます。

- 深田委員 よかったです。

- 池谷委員長 それでは、10番目、秋山委員。

- 秋山委員 大体分かったんですけども、もう一度確認ですが、先ほどの説明で基本給付と追加給付があるということで、実際の給付対象者は、まず6月分の支給対象者が1グループあり、次に、年金等、遺族年金とか、それで対象外になっていた人が2番目のグループとして。3番目のグループとして、コロナ禍による収入減ということで、新たにその基準に対応、適用できる世帯ということですよ。つまり、1、2、3というグループがあると考えたら、基本給付は1を対象にしたもので、追加給付と今おっしゃっていることは、2番目の3番目のグループのことについて言っているんですか。

- 藤野子育て支援課長 すみません、繰り返しの御説明になってしまうんですけど、追加給付の対象は、基本給付の対象のうち6月の児童扶養手当を支給される方と、それから、年金などを受給していることにより6月の児童扶養手当を受けていない、この2点の方が追加給付の対象になります。

以上でございます。

- 秋山委員 ありがとうございます。それで、申請の受付を2月末まで、締切りということなんですけれども、それで、その金額なんですけれども、それは基本給付も追加給付も、第1子5万円、2子以降3万円、それも変わらないということでもいいですか。

- 藤野子育て支援課長 給付額は変わりません。
- 池谷委員長 すみません。ここで一旦、空気の入れ換えも含めて休憩を取らせていただきたいと思います。30分再開にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩（10：24～10：30）

- 池谷委員長 それでは、質疑を続けていきたいと思います。

次に、11番目の質疑です。秋山委員。

- 秋山委員 私からは、歳出の4款1項3目母子健康推進費106万8,000円について、この事業の背景について御説明頂きたいと思います。

- 池谷健康づくり課長 秋山委員にお答えいたします。

事業の背景につきましてですけれども、令和2年4月10日付で厚生労働省から母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応については、感染拡大防止の観点から3つの密の条件が同時に重なる場を避けるために必要に応じて延期等の措置をとることとの通知がありました。本市でもこの通知を踏まえて6月まで延期をしておりました。その後、緊急事態宣言が解除され、6月8日付で厚生労働省からは方法や時期等を判断し、実施するようとの通知がありました。これを受けまして、密閉、密集、密接にならないよう適切な感染防止策を講じた上で7月から開催することといたしました。

以上です。

- 秋山委員 了解です。

- 池谷委員長 次に、12番目の質疑です。秋山委員。

- 秋山委員 続きまして、4款1項4目のがん検診費、予算算定の内訳について教えてください。

- 池谷健康づくり課長 秋山委員にお答えいたします。

胃がん検診の内視鏡検査時の感染症対策に要する費用となっております。胃がん検診の内視鏡検査は焼津市医師会に委託をして、14の医療機関にて実施することとなっております。検診実施期間を8月から3月末の8か月とし、月平均380人が受診をされるということで、おおむね3,000人が受診すると見込んでおります。

また、胃がん検診の内視鏡検査の際は医師及び介助者である看護師の2名が携わるということで、6,000人分のガウンとかフェースシールド等の防護具の購入に要する費用となっております。

以上です。

- 秋山委員 了解です。

- 池谷委員長 それでは、13番目の質疑に移ります。

- 藁科委員 それでは、私のほうから、歳出6款2項2目水産業流通強化総合支援事業につきまして質疑をいたします。

まず、負担金補助及び交付金の対象となります多くの水産事業者、業種の区分はどのような業種となるのかをお伺いいたします。

2点目といたしまして、1事業者当たりの支援事業の限度額の設定はどのようになっているのか。限度額が設定されているようでしたら、金額の限度をお教え頂きたいと思

います。

以上、お伺いいたします。

○東出経済部次長 藁科委員にお答えをいたします。

まず、対象者ですけれども、まず、漁業者、そして、水産加工業者、また、漁業協同組合、水産関係団体等の団体でございます。

補助内容につきましては、まず、漁業者につきましては、沿岸漁業者が取扱魚種の多様化、新たな魚種を捕ろうとするときに必要となるさおや網、そういった漁具等の整備を想定しております。こちらは補助率が2分の1以内で上限を10万円、5件を想定しております。合計で50万円の予算となっております。

次に、水産加工業者につきましては、水産加工業者が流通力、また、販売力の強化のためにいきます新商品の開発に伴う機械設備の導入、また、衛生管理強化に向けた自動手洗い消毒洗浄機器等の施設整備を想定しております。こちらの補助率は2分の1以内、上限が50万円、13件650万円を見込んでおります。

次に、漁業協同組合や水産関係団体等に対する支援でございます。こちらにつきましては、流通力強化に向けた荷さばき施設や加工施設の附帯設備、例えばクレーンですとかフォークリフト、そういったものの整備や防潮ネットの整備、そういった衛生管理の向上に向けた施設整備などを想定しております。なお、こちらの事業につきましては県の補助制度もございます。そういったこともありまして補助率を100分の15と設定しております。上限は310万円、3件930万円を見込んでおります。

合計で1,630万円を計上いたしました。

以上でございます。

○藁科委員 今、支援の対象の内訳等についてお伺いさせていただいたわけですが、これに係る運用審査というんですか、申請が出てきたものの審査の方法というものはどのような形でどのように決められておられるのか、お伺いいたします。

○東出経済部次長 審査の方法につきましては、通常の補助要綱に基づきまして、まず、申請書、また、申請に伴って事業の見積り、また、事業の目的が適正かどうか、そういったものを総合的に判断して補助の決定を行う、そういった形を考えております。

以上でございます。

○藁科委員 水産関係は非常に多岐にわたり、また、関係の皆さんも今の御説明からいくと非常に多いわけでございます。この事業の目的がしっかり達成できるようにしっかりとPRというんですか、目的を持った形で事業が推進できますように願っております。

以上です。

○池谷委員長 次に、14番、岡田委員。

○岡田委員 同じく、6款2項2目の水産業流通強化総合支援事業費についてお伺いいたします。今、藁科委員の質疑に対する説明で内容についてはお聞きできましたが、これが実際のところ、今度の2次補正は新型コロナウイルス対策ということが中心になっておるとおもうんですね。新型コロナウイルス対策として水産業流通力強化支援、どのような形でやっていくのか。それから、農林水産業対策費として考えるならば、農業に新型コロナウイルス対策の関係のものというのはなかったのか。この辺も含めて検討された上で今の内容だけ出てきたのか。その辺、少し具体的に教えていただきたいと思うんで

すが。

○東出経済部次長 水産物強化総合支援事業、こちらにつきましては、水産物の消費の減少、また、魚価の低迷、こういったことで新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている漁業者、水産加工業者、漁業協同組合等の関係団体、こちらの流通力の向上を図るために支援しようということで設定をしたものでございます。

○滝農政課長 新型コロナウイルスによる焼津市の農業への影響についてであります、農協や農業者より確認をしたところ、スーパーや直売所等で販売している野菜などの作物につきましては売上げが増えている状況であり、イベントや冠婚葬祭などの自粛による花卉や高級品であるメロンといった限定的な品目について影響が出ている状況と聞いております。これらの作物につきましては国におきまして支援策が用意されていることから、市としましては農業者がこうした支援策を活用できるよう県や農協等と連携してサポートしていきたいと考えております。

以上です。

○岡田委員 内容は分かりました。水産業界関係、今お聞きした中、新型コロナウイルス対策だけでなく、基本的に必要なものがほとんどだったんじゃないのかなという気がします。農業と同時に、今後の予算立ての中で、来年度予算等のこういった中でもやはり衛生面、特にHACCPの問題等も出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺も含めてここはひとつ慎重に対応していただきたいと思いますというのを私の意見として申し上げます。

○池谷委員長 次に、15番目です。杉田委員。

○杉田委員 具体的内容について、大体分かりました。今の答弁の中で、漁業関係が最大10万円が5件、それから、水産加工の関係で最大50万円が13件、それから、水産関係ということで最大300万円を、そういう答弁だったんですが、ここに具体的に5件、13件、3件という数字が出てきたわけなんですけど、ここはどんなところでの想定なんですか。

○東出経済部次長 件数の根拠でございますが、漁業者につきましては、沿岸漁業者、焼津、小川、大井川で130件ほどございます。その大体5%程度ということで設定をいたしました。

また、水産加工業者、こちらは市内に事業所数が150ほどございます。こちらの10分の1程度の整備があるかなということで想定をしております。

また、漁業組合、水産関係団体、こちらにつきましては対象となる団体が12ほどございます。こちらのほうは類似する通常の市の共同施設の整備事業が年間2件から5件程度ございますので、そちらを参考に3件ということで設定をいたしました。

以上でございます。

○杉田委員 了解しましたけど、今の130件のうちの5%、150件のうちの10%と。そのものをオーバーした場合というのは想定されていますか。

○東出経済部次長 当然、予算のことがございますけれども、それを超えるような御要望があった場合にはまた対応していきたいと考えております。

○池谷委員長 次に、16番目の質疑です。深田委員。

○深田委員 7款1項2目焼津市緊急経営対策特別資金利子補給費2,000万円について伺います。現在、中小企業、小規模事業所の影響というのは新型コロナウイルス感染拡大

による自粛によってかなり影響が出てきていると思います。そういう中で焼津市も今回  
利子補給の金額を増やすということですが、3点伺います。

これまでの焼津市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給の申請、支給、未支給  
の状況はどうですか。

2、補給割合はありますか。

3、融資額によって利子補給の対象にならないということはあるですか。

○海野商工課長 深田委員にお答えいたします。

まずは1点目、これまでの焼津市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給の申請、  
支給、未支給の状況についてでございます。令和2年7月6日現在で118件の申請を受  
け付けています。利子補給金につきましては、事業者から本年12月までの利子の支払い  
額の実績報告を受けたものを来年以降にお支払いする制度となっておりますので、支給  
実績は現在のところございません。

次、2点目、補給割合についてでございます。市の補給率は1.4%以内になってきま  
すが、これは県の利子補給分と合わせて実質無利子となるように設定をしております。

3つ目、融資額によって利子補給の対象とならないことはあるのかという点について  
でございます。静岡県の制度融資、中小企業経営安定資金融資制度、経済変動対策貸付  
(新型コロナウイルス感染症対応枠)の貸付けを受けた事業者につきましては、融資額  
に関わらず補給対象となります。

以上でございます。

○深田委員 今回、これまでの利子補給が118件ということで、12月までの実績を経て1  
月に支給をすると、そういう手はずで、まだしていないということなんですけれども、  
県の静岡県制度融資の中小企業経営安定資金融資制度による経済変動対策貸付を申請し  
た。そして、静岡県の信用保証協会に受付が通った人、審査が通った人ということがま  
ず前提になっていると思います。ある方から、静岡県の制度融資に申請をして、5月の  
初めに申請をして6月末までに何も音沙汰がない。静岡県の信用保証協会に受付を出し  
ただけけれども、6月末まで何も音沙汰がないので、これは困ったということで、それ  
で、もう待ってられないのでその方はやめてしまったということなんです。ですから、  
本当に県のほうで聞きますと、静岡県全体では8,000件ぐらいの制度融資の申込み  
があるということで、これからますます大変になってきて、今回も補正予算で上げるく  
らいですから大変融資が必要な人が増えている。中小、小規模事業者が厳しい経営状況  
になっているということがうかがえます。

そこで、焼津市からも県の制度融資の申請状況とか、信用保証協会でちゃんと審査を  
しているのか。その方は6月末に確認したところ、まだ審査の上には上がっていない、  
横に置かれていたと、そういう事業者も焼津市にはいるんですね。それだと、この118  
件というのは本当に数として未申請の人もまだまだ、6月30日までに融資が実行される  
方がこれまでの資金の利子補給費の対象に、実行された分が対象となっている。けど、  
今回また6月30日以降に新たに補正予算が入ったので、この期限はいつまで延びるとい  
うことになるのでしょうか。12月、来年の3月まで、この利子補給制度は、今回の補正  
予算で。

○海野商工課長 まず1点目、県の申請状況についてでございます。県の申請状況につき

ましては、県から確認を取った中では6月4日現在で245件の申請があったということ  
で聞いてございます。そちらのほうからまた申請が出てくるものと思われ  
ます。

次、2点目、信用保証協会の保証を受けられない方についての件でござい  
ます。こちらについては、現在措置している利子補給の枠組みというのは、民間金融機関において  
行われた融資について、その利子相当額を県と市で負担することにより実質無利子化を  
実現するというものでございます。

具体の事案につきまして融資保証の可否の判断は金融機関や信用保証協会においてな  
されるものでありまして、市として御指摘のような借入れができない事案についてお答  
えする立場にはないと考えています。また、そのような方につきましては、影響も軽減  
できるよう、国の持続化給付金のほか、市でも事業継続応援給付金といった制度を御用  
意していますので、こちらの制度を活用していただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○深田委員 今、ほかの融資、そういう通らなかった方はほかの融資制度じゃなくて、持  
続化給付金とか、市の応援給付金ということで、20万円の応援給付金をとということであ  
りましたけれども、その方が待ってられないので応援給付金のほうの申請をしようと  
思って、どのぐらいでできますかねと。3週間から1か月かかります。えっ、そんな  
にかかると。またそこでちょっと、今本当に緊急に欲しいのに3週間もかかる。5月  
に出していたのに信用保証協会の机にも乗っていない、審査の対象にも乗っていないと。  
そういう自体は焼津市として意見を言う立場にないとかじゃなくて、やっぱり県にどう  
いう状況なのか、県から信用保証協会に調べさせる。県のほうにも、私は県議会のほう  
にも、県議会議員にもこの状態を伝えました。焼津市として黙っているということでは  
ないと思うんですよ。ですから、やっぱり信用保証協会はどういう審査をしているのか  
というのは調査していただきたいことを要望して、終わります。

○池谷委員長 それでは、17番目に移ります。安竹委員。

○安竹委員 7款1項2目キャッシュレス導入推進事業費、お尋ねします。キャッシュレ  
ス事業をどのようなシステムで導入するのかをお伺いいたします。

1番として、1回2,000円分上限のポイント還元、対象店舗をどのような市内事業店  
舗にするのでしょうか。

2として、委託業者選定は何を基準に選定されるのでしょうか。お伺いいたします。

○海野商工課長 安竹委員にお答えいたします。

まず1点目、1回2,000円分上限のポイント還元対象店舗をどのような市内事業店  
舗にするのかという点についてでございます。本事業は、スマートフォンなどを利用して  
キャッシュレス決済を行う場合に支払い額の一定割合を上限額の範囲内でポイントを付  
与することになります。ポイントの還元率につきましては20%を予定してござい  
ます。

対象となる店舗につきましては、これから選定される委託業者の決済システムの導入、  
もしくはこれから導入される事業者となります。

事業の時期は10月の1か月間を予定してございます。

対象店舗の規模につきましては、中小、小規模店舗を想定してございます。

あと、具体的な対象店舗の線引きやポイント還元上限額などの詳細につきましては、  
これから選定される委託業者と協議の上、決定する予定でござい  
ます。



以上でございます。

○安竹委員 このキャッシュレス事業を導入する目的というんですか、背景というんですか、そんなようなところをお聞かせください。

○海野商工課長 新しい生活様式におきまして非接触型のキャッシュレス決済が推奨されていることから、市内事業者におけるキャッシュレス決済の導入、市内でのキャッシュレス決済の利用を促進するとともに、利用拡大による市内事業者の売上げ向上に寄与することを目的としております。

以上でございます。

○安竹委員 キャッシュレスの拡大のことを目的とされていると思いますけど、この委託業者を選定するに当たりまして、業者さんの利便性、それと、利用者、消費者の利便性を総合的にお考え頂いて、委託業者の選定を皆さんが望むような形にさせていただきたいことをお願いして、終わります。

○池谷委員長 次に、18番目、杉田委員。

○杉田委員 私もキャッシュレス導入の件でお伺いいたします。

今の安竹委員の質疑の中で回答もありましたけれど、このキャッシュレス決済を選択しやすい環境、これは具体的にもう一度、繰り返しになるかもしれませんが、お聞きします。

2番目に、スマホ以外、今、スマホを中心という答弁だったと思うんですけど、例えばキャッシュレスという中に店独自のカードだとか、何とかクレジットカードだとか、いろいろあると思うんですけど、そういうものも有効になるのかどうか。キャッシュレス決済を利用しない人、そういう人というのは対象にならないということではないでしょうか。

それから、3番目に、利用拡大推進に向けポイント還元等を行う経費、その対象事業というのは具体的に今の答弁の中で分からなかったのもう一度お伺いいたします。

期限は10月1か月ということだったので、これは省きます。

それから、1万円のポイント、1万円のポイント分、もしそういうふうにすると1万2,200になるんだと思うんですけど、オーバーしたときにはどういうふうになるか。要はいろんな何とかペイだとか、カードというものが有効になった場合には、いつどこで誰が使うか分からないわけですよ。そうすると、ずっと積み上げていったときにいつこの予算をオーバーするか分からない。そういうときにオーバーをしたというのはどこでどんな判断をして、そのときの対応はどういうふうにするんですか。

それから、事業者ごとに予算の内訳というのはもう最初から分けてあるのかどうか、お伺いいたします。

それから、後の質疑にも、質疑もあるんですけど、これは静岡新聞の7月4日、5日、6日の新聞です。関係者の取材で分かった。審議される前にこういうものがこういう新聞に出されるということについて物すごくおかしいんじゃないかなと思うんですけど、委員長にこれは調査するようにお願いしておきます。

○海野商工課長 杉田委員にお答えいたします。

まず1点目、新しい生活様式、買物時、電子決済利用を踏まえたキャッシュレス決済を選択しやすい環境とは何かについてでございます。新しい生活様式では電子決済の利

用が推奨されておりますが、消費者と事業者のお互いの利用を促進することにより電子決済を選択しやすい環境が整うものと考えております。

次に、2点目、スマホ以外のカード、店独自クレジット等も有効かとキャッシュレス決済を利用しない人は対象にならないかということについてでございます。

そのうちの1点目、具体的な決済手段につきましては今後選定をする委託業者によるものとなりますが、先ほど申し上げたとおり、スマートフォンの利用を基本に考えてございます。

2点目につきましては、本事業はキャッシュレス決済の促進を主目的としてございますので、キャッシュレス決済の利用者に対してポイントを付与するものでございます。

3つ目、利用拡大推進に向けポイント還元等を行う経費とあるが、対象事業者はということでございます。対象となる店舗につきましては、今後選定する委託業者のシステムを導入していることが前提となります。店舗の規模や対象業種などにつきましては、今後検討が必要になると考えてございます。

次の限度1万円ポイント部分、一月とすると1万2,200人分となる。オーバーしたときにはどのように対応するかについてでございます。1億2,200万円ですが、ポイント還元後の予算としましては1億2,000万円を計上し、200万円については販促費の予算となります。それぞれ予算の範囲内で執行できるよう、委託業者と今後、上限額とかを検討していくこととなります。

最後、事業者ごとの予算の内訳はどのようになるのかということでございます。事業者につきましては各参加店舗と解釈できると思えますけれども、その店舗ごとにポイント付与の上限額というものを設けることは考えてございません。

以上でございます。

- 杉田委員 自分もいろんなところのあれを使っておるわけじゃないものでよく分かりませんが、店独自のカードというのがありますよね。あれも当然キャッシュレスだと私は思います。そういうものは今スマートフォンが中心でということで、だけど、内容は委託業者にお任せすると。お任せするというだけ、そこで検討するというだけ分からないですけど、そういうところで検討、委託業者にお任せじゃなくて、焼津市としてもそれがキャッシュレスとなるのであれば、そういう方でもスマートフォンを持っているけど、スマートフォンの何とかペイというやつは使いたくないよという人、私は使わないもので使っていないだけですけど、そういう人に対してもいろんなカード、店ごとに持っているカードなんかでもポイントなんかを使えるようにしてもらいたいなと思うんだけど、そういう幅広い形で委託業者に対して選ぶときの要請の中で入れてもらいたいなと思います。

それから、先ほど、利用拡大、ポイント還元を行うときにどこが使えるか分からない、それは委託業者と検討していくということなんですけれども、例えばこのお店は使えるよ、このお店は使えないよというのはお店ごとに何かマークとかそういうものをつけるんでしょうか。

- 海野商工課長 使える、使えない、これは委託業者のシステムに加盟した店舗になりますけれども、それ以外に中小、小規模に絞る予定でありますので、今回、焼津市のポイント還元の事業が使えるか使えないかが分かるようなものはこれから事業者と検討して、

掲示するように努めたいと思います。

以上でございます。

○杉田委員 どこが使えるかというのは、今後、中小関係を中心にしてということなんですけれど、例えば具体的な名前を出していいのかわからないですけど、焼津のイオンとか、あそこは大規模だとは思いますが、そういうところは入るんですか、入らないんですか。

○海野商工課長 基本は、先ほど申し上げたとおり、中小、小規模店舗になります。具体的にどこの店舗が入るか入らないかというのはこの場で申し上げることはできないと思いますので、今後、その線引きについては委託業者と協議をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○杉田委員 今後、委託業者と協議をしながらということだけれど、そこが入るか入らないかはまだわからないと、そういうことでいいのか。わからない、それとも、するつもりはない、そこは対象じゃない、どっちなんですか。

○海野商工課長 あくまでも中小、小規模ということで、個別の各店舗が今現在ここが入るか入らないかというのはちょっとお答えできない状況でございます。

以上でございます。

○杉田委員 ちょっとすっきりしないですけど、安竹委員の質疑の中にもちょっとあったんですけど、委託業者、この選定というのは何を基準にどんなふうにするのか、教えてください。

○海野商工課長 委託業者の何を基準に選定するのかでございますけれども、委託業者の選定につきましては市内事業所の導入割合や導入に当たってのコストなどを総合的に判断して決定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○杉田委員 総合的に判断というのはよく使われる言葉でよくわからないですけど、委託料、この1億2,600万円ですか、業者というのは何社ぐらいを予定しているんですか。

○海野商工課長 委託業者につきましては1社を予定してございます。

以上でございます。

○池谷委員長 先ほど、杉田委員より委員長宛てに要望というか、意見がありましたけど、一度預からせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、19番目の質疑です。石原委員。

○石原委員 先ほど、安竹委員や杉田委員からの質疑で回答が出ていますので、2番、今回ポイント還元というのは市内限定でのポイント還元という形で把握してよろしいですか。そうすることによって市内でお金を回すという形で、中小企業のそういった形の認識でよろしいでしょうか。

○海野商工課長 石原委員にお答えいたします。

消費者が付与されるポイント還元が市内で使えるポイント還元かどうかについてでございますけれども、本事業によりポイントの付与を受ける対象店舗というものは焼津市内に当然限定をされますけれども、付与を受けた対象ポイントの使用というのは恐らく焼津市内に限らず使用できるものと。なかなか事業者でポイント、一般のポイントと同じようなポイントを市内だけに限定して使うのは難しいのかなというふうに考えており

ますので、そういう形になると思われま

以上でございます。

○池谷委員長 次に、20番目の質疑です。増井委員。

○増井委員 私のほうから、7款1項2目焼津ワーク導入事業費についてお伺いします。

今、企業のほうは企業内起業であったりとか、カンパニー制の導入であったりとか、あるいはもっと極端な場合、部署ごとに分社化しちゃったりとか、なかなかその状況というのは非常に千差万別、様々でございます。そういった中でこの焼津ワークの導入事業費のほうはUターン、Iターンの撤去費、あるいは設備費の補助、また、これによって企業の誘致も目指そうという内容説明を聞いております。そのような中で、仮にこういった企業、いろんな企業の背景を考えると、該当者の方に対して支援を行うのはいいんですが、内容の詳細な説明とか、そういったものを例えば勤務先があった場合に勤務先への説明等が必要になるのではないかというふうに考えます。それはどのように対処するかと、それと、もう一つ、これは個人のほうに、該当者のほうに直接ではなくて、対企業のほうにまず支援をして、対企業のほうから該当者のほうに落とし込むといったことも十分考えられるというふうに思います。その辺について御説明を頂ければと思います。

○海野商工課長 増井委員にお答えいたします。

事業概要に含めまして今の御質疑の内容についてお答えをさせていただきたいと思

います。現在、新しい生活様式の導入に伴い、特に大企業において働く場所にとらわれないリモートワークの導入が加速化していることを踏まえまして、3つの事業を実施いたします。1つ目は、都市部大企業で勤務場所にとらわれない働き方が普及しつつあることを踏まえまして、市外都市部在住の焼津出身者などがふるさと焼津にUターンをしてリモートワークに取り組むことを支援する補助事業でございます。補助対象は都市部でテレワークを実施している企業といたしまして、補助額は焼津にUターンなどをする社員1人につき最大で30万円を支援いたします。補助対象経費につきましては、引っ越し費用や打合せ用旅費、通信費等を想定してございます。

事業の周知につきましては、焼津市ホームページ、「広報やいづ」に掲載するなどして、また、そのようなことによりまして社員の親族等から対象社員、そして、企業にその話が周知されることを想定してございます。また、県の東京事務所などを通じて首都圏の企業に働きかけを考えてございます。

なお、実際に本市に首都圏等からUターンする場合、新型コロナウイルス感染症の拡大状況と、あと県の対応等も注視しまして、また、感染症対策についても徹底していただくことも検討してございます。

次に、2つ目、静岡市等や都市部首都圏の大手企業に通勤する方が集中してリモートワークができる場として駅前等にテレワーク専用施設を整備いたします。これによりまして通勤等による感染リスクを減らし、本市で新しい働き方を提案するとともに、駅前のにぎわいの創出にも寄与します。対象は都市部企業に勤務する社員で、これは法人会員の申込みを想定してございます。本事業の周知につきましては、焼津市ホームページ、「広報やいづ」のみならず、市内経済団体やこれまで焼津市として業務に関わった市外

の企業に直接周知をしたり、実際の利用を促したりしたいと考えております。

3つ目につきましては、首都圏からのIT企業を中心とした企業誘致を行うためには補助金等の支援、制度だけでなく、企業側のニーズも的確に把握しなければならないと。選ばれる自治体になって、そのために適切なプロモーションが必要となってきます。そのため、本市の地域経済の強みを上げまして、地域課題などの状況分析を民間事業者と行いまして、それに基づく的確な誘致戦略を策定したいと考えております。今年度につきましては、この戦略策定と具体の企業との面談等の実施を目指してまいります。

以上でございます。

○増井委員 今説明を聞きました。本来ですと、こういった部分はそれぞれの企業さんのほうがやってくれるということが望ましいのかもしれませんが。そういった部分で内容的にはそれぞれの企業が行う行動とかぶってくるということも十分考えられます。そういった部分で行き違いがありますとなかなか難しい事態に発展する可能性もございますので、ぜひとも該当者はもちろんのこと、企業様のほうの周知、そういったものをしていただければ助かるなというふうに思います。

以上で質疑を終わります。

○池谷委員長 次に、21番目の質疑です。杉田委員。

○杉田委員 続けて同じ款項目ですけれど、今、都市部在勤者の市内リモートワーク、この取組の支援、これはいつから始めるんでしょうか。

それから、2番目に、新型コロナウイルス感染の今こういう問題がいろいろ報じられて、東京では連続5日間ですか、100人を超えるというようなことが報告されて、さらにどんどんどんどん第2波というのが意外と早く来るんじゃないかというような、そんなテレビ報道なんかもあります。そういう中で首都圏からのU・Iターンをこの移動を含めるということでもいいのかということに対して、先ほどの答弁の中で対策、県の対応なんかも、そういうものも検討するということだと思っておりますけれど、具体的に何をどういうふうにとやろうとしているのか。

それから、3番目に、IT企業誘致の戦略、具体的な体制、これはどこがどういう体制をするのか、答えていただきたいと思っております。

○海野商工課長 まず1点目、都市部在勤者の市内リモートワーク取組支援とは何かということについてですけれども、この議会で承認を得られ次第、できるだけ速やかに準備を整えまして事業を開始したいと考えてございます。

次、新型コロナウイルス感染症の状況が日々報じられています首都圏からのU・Iターン移動を進めてよいかということですが、実際に本市に首都圏等からUターン、Iターンをする際につきましては、先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルスの感染状況、あと、県からもいろいろ指示、指導を、ガイダンスが出ていますので、そちらを参考に感染症対策を、焼津に来るIターン、Uターンの方に対して徹底をしていただくということを考えてございます。

3つ目、IT企業誘致の戦略と具体的な体制とはどのようなものかについてでございます。首都圏からのIT企業を中心とした企業誘致を行うためには補助金等の支援制度だけでなく、企業側のニーズを的確に把握し、選ばれる自治体となり、適正なプロモーションが重要となります。そのため、本市の地域経済の強みとともに、地域経済などの

状況分析を民間事業者と共に行って、それに基づく的確な誘致戦略を策定したいと思っております。

以上でございます。

- 杉田委員 今臨時会終了後すぐに始めるということなんですけれど、具体的な体制でどんなことをやるんですかと言ったけど、県の対応なんかとということ、それは具体的にじゃないんですよ。

それから、U・Iターンを別に私は悪いと言っているわけじゃないんですよ。帰ってきてくれるということはすごくいいこと。ただ、先ほど言ったような感染の広がりの中で、先ほどの答弁の中で駅前にそういう施設だか何か分かりませんが、そういうのを設置して、できるだけ市中には広がらないようにするというふうなふうに私は聞こえたんですけど、その事業所を設置するところは駅周辺、駅周辺にやることによって駅の周りのにぎわいをどうのこうのという答弁だったと思います。ただ、そこに設置すれば、そこで働く人はほかのところへ行かないということじゃないんですから、私たちも今、議会へ来るときに必ず温度のチェックをしろ、議会へ来る前も、朝、寝る前に温度を測れと、そういう議長からの通達もあって、ずっとみんな実施していると思います。そういうふうにながら、今解除されても私たちは首都圏だとか、そういうところに行くのは県の今までずっと、市のほうからも報告されているように、新型コロナウイルス対策の中で東京周辺の都県に赴くのは不要不急のものはやめろと。やめろじゃないけれど、自粛しなさいよと、そういう指導ですよ。そういう状況の中で私たちもやっているわけですよ。そういうときに、例えばそういう人たちが帰ってきたときにその人たちを変な目で見るということじゃなくて、例えばその人たちに対しても毎日検温をちゃんとして、そういうものを記録してください。あるいは、どこかへ出かけるときにはどこどこへ行きました、そういうものをちゃんと記録してくださいという具体的なそういう対応をどんなふうにするのかというのを聞きたかった。

それから、あと、IT企業誘致の関係で焼津市が選ばれるような具体的な戦略と対策、これは今から考えるということで、今ここでは発表できないということでもいいですか。

- 海野商工課長 まず、新型コロナウイルスの具体的な対策についてでございますけれども、今後、首都圏等でどのような感染拡大になるか、今のところでは見えていないところでございます。実際に企業を誘致したら、Iターン、Uターンをする際についてはそのときの状況を踏まえまして、国の指示、県の指示に合った対策を取っていただくようにしたいと思っております。

あと、駅周辺のにぎわいについては、これは駅前にそういったテレワークの施設ができるわけです。そこにテレワーカーが入って、いろんな消費も落ちるというようなことも考えてございます。

あと、IT企業に選ばれるような戦略については、それについては委託業者と今後協議をして、そのような計画をつくっていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 池谷委員長 杉田委員、ちょっといいですか。当局側もそうですけど、質疑のやり取り、答弁もそうですけど、簡潔にまとめて進めていただけるとありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

杉田委員、お願いします。

○杉田委員 なかなか簡潔にできないんですけど、具体的な対策というところで私は具体的に例を言わせてもらいました。せっかく I ターン、U ターンをしてくれたそういう人、そういう事業者、あるいは個人に対して注意してくださいよとただ言うだけじゃなくて、例えばこんなことはしてくださいよというようなことを市の対策としてちゃんと盛り込んでおく。そもそも一番の問題点というのは、簡潔に言えば、国、県がちゃんと検査をしっかりやっていないことなんですよ。量が少ないということなんですよ。そういうところで、今、焼津では感染者はゼロということになっているけれど、症状が出ないというのが一番問題なんだから、そういうところに対してできる範囲ということは、具体的にこういうことはやってくださいよということをお願いをしたい。そのことを言って終わります。

○池谷委員長 それでは、22番、河合委員。

○河合委員 今と同じ事業費に関してですけど、1番目の具体的な支援内容は今伺いましたので省きます。

2番目、予算を組むに当たって本事業による転居者や誘致企業、これは私はもう企業を誘致するものだと思っていましたけど、そのための分析をするということ今伺って、それら3つの事業と伺いましたけど、その3つの事業それぞれの予算算定内訳を教えてくださいなと思います。

○海野商工課長 まず、予算を組むに当たっての本事業の転居者や誘致企業の目標値をどのように設定しているのかについてでございます。本事業における目標値について、転居者については30人と考えてございます。IT企業誘致につきましては今年度は誘致戦略の策定に取り組むことをしておりまして、目標値につきましてもこの中で詰めていきたいと考えてございます。

あと、予算の内訳ですけれども、1つ目の事業につきましては都市部大企業で勤務場所にとらわれない働き方が普及しつつあることを踏まえての30万円の補助金につきましては900万円、次に、焼津駅前にテレワークの場所を設けるといった事業に1,722万2,000円、3つ目のIT企業誘致の戦略策定事業につきましては324万5,000円を計上してございます。

以上でございます。

○河合委員 1番目の事業費について少し、先ほどの説明の中では転居費とか設備費とか言われました。その中に通信費というのがあったと思うんですけども、転居費とかそういうのは一時的なものだと思うんですけども、通信費というのはどれぐらいの期間を支援していこうと考えているのか、教えてください。

○海野商工課長 30万円につきましては定額ということで考えてございます。

以上でございます。

○河合委員 もう一回、30万円を定額、その中に全部含めてということですか。分かりました。

あと、2番目の事業に関してですけれども、新しいテレワークの施設を整備するに当たって駅近くの具体的なイメージがあるようなんですけども、例えば商店街の空き家をちょっとリフォームするとか、そんなことを考えているのかどうか、どの程度の整備

をしようとしているのか、教えてください。

- 海野商工課長 具体的な場所についてはこれから選定をしてまいりたいと思います。中の施設につきましてもこれから、場所によっても中の設備も変わってくるか、広さで変わってくると思いますので、そちらについても場所を決めて中についても詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

- 河合委員 あと、3番目の事業にも絡みますけれども、3番目の事業で戦略をこれから考えるに当たって324万円かかるということなんですけれども、本市の強みだとかは皆さんがよく御存じだと思うんです。地域の課題等もある程度分かった上で企業との分析をこれからしていくということですけど、できるだけ早めに、6月18日の新聞に藤枝のほうではサテライトオフィスの誘致支援で1つの東京のIT企業が進出するなんていう新聞やああいうのを見ると、変に競うことはないとは思いますが、焼津市もこれから検討ということでは遅れを取らずに、一層進めていただければなということをお願いして、質疑を終わらせていただきます。

- 池谷委員長 次に、23番目の質疑です。藁科委員。

- 藁科委員 私から、歳出7款1項2目新しい生活様式対応型ビジネス導入助成事業費につきましてお伺いいたします。

昨日も御説明を頂きましたが、改めまして新しい生活様式対応型ビジネスの事業活動への転換とあるが、このことにつきまして事業の内容をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお伺いいたします。

- 海野商工課長 藁科委員にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から自主的に業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った新しい生活様式に対応した取組を実践し、安定した事業継続に向けたチャレンジを行う事業者を支援するため、非対面型ビジネスへの業態転換や施設の整備、改修、設備導入等の感染拡大防止のための3密回避に向けた取組に必要な経費の一部を補助する事業となります。

対象となる取組につきましては、非対面型ビジネスへの業態転換と感染拡大防止、3密回避対策に係る経費でございます。非対面型ビジネスへの業態転換につきましては、例えば顧客と直接会わずに提供するサービスのことでありまして、事務所や店舗などでの販売や接客サービス、決済といったお客様と触れ合う機会、顧客接点のデジタル化対応を想定してございまして、ECサイトの構築やキャッシュレス決済対応のスクエアレジの導入等がそれに当たると考えられます。これらの非対面型ビジネスへの業態転換に係る補助対象経費の5分の4以内で最大で100万円の補助を予定してございます。

また、非対面ではないものの、ソーシャルディスタンスや密集、密閉、密接など、いわゆる3密回避対策として取り組む感染拡大防止対策に対しましても補助対象経費の5分の4以内で最大20万円の補助を予定してございます。

対象者につきましては、市内に事務所や店舗を有する中小企業、個人事業主で、申請は1事業者1回当たりとなることを予定してございます。

対象期間につきましては、国の新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえて厚生労働省が新しい生活様式を示した5月4日以降に新しい生活様式対応型ビジ



ネスを導入し、11月末までに導入から支払いまで完了したものを対象とする予定でございます。

予算額の1億6,000万円につきましては、非対面型ビジネスへの業態転換に2,000万円、その他感染拡大防止対策に係る取組に1億4,000万円を見込んでございます。

以上でございます。

○藁科委員 新しい生活様式対面型ビジネスの事業執行の期間につきまして、5月から11月までということで期間の設定をされておられるということでお伺いをしたわけなんですけど、私個人的には少し短いのかなという思いがするわけなんですけど、この期間を設定されました要因というか、その部分についてお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○海野商工課長 期間につきまして5月4日からにつきましては遡りますけれども、既に新しい取組を始めた事業者に対しての支援として考えております。11月末にした点につきましては、年度内の事業でございますので、支給までを年度内に終了させるために11月末ということを設定させてもらってございます。

以上でございます。

○藁科委員 遡っての事業となりますと実際には今の時点で精算が終わっている事業者も当然のことながらあるわけなんですけど、そうしますと、これから事業をやられる方と今までにやられた方との事業の内容をどのように審査されるのか。前にやった方は審査があるとすれば審査に基づいてやっていないわけですよ。これからの方がもし審査をして事業化していくとなるとそこで審査がされるということ、遡った状態と今後の事業進行との間に少し考え方、対応の仕方に差が出てこようかと思ひます。その辺につきましてどのように対応されるのか、お伺ひいたします。

○海野商工課長 内容の審査につきましては、遡った分につきましては基準を設けて、それに合致するかどうかを考えたいと思ひます。要綱制定後の受入れになると既に前もって頑張って実施した事業者さんに対しての支援にならないものですから、これは遡ってというような形を取らせていただきました。ですから、審査するに当たってはこちらのほうで要綱をきっちり設けて、基準を設けて、それに合致したものを対象とするような考えでございます。

以上でございます。

○藁科委員 事業につきまして1事業者ということで御説明を頂きました。しかし、中小企業者の中では広く事業をやられておる方もある。そういう中で対象となるものを多く必要とされるわけですが、ここの1事業者ということは、事業として1事業でなくて事業者、あくまで事業者を基準として1事業者ということで解釈させていただいてよろしいのでしょうか。

○海野商工課長 委員のおっしゃるとおり、今のところ1事業者、例えば複数店舗を持っていても1事業者ということで、多くの事業者を支援したいということで1事業者ということにしたいと考えてございます。

以上でございます。

○藁科委員 了解しました。

○池谷委員長 それでは、24番目、杉田委員。

○杉田委員 今の非対面型ビジネスの転換支援、これの対象事業、これについてお伺いします。

2番目に、100万円を上限、これは経費の5分の4を上限とする。100万円を上限とするということなんですけれど、この5分の4を想定して1億6,000万円という金額、予算額があるんですけど、想定事業者は決まっているということでもいいのか。今、1番目のビジネスの転換、これは先ほど紹介した7月6日の静岡新聞ですけど、非対面ビジネスへの転換支援として宿泊施設など自動チェックインシステムやキャッシュレス決済、今説明したとおりなんですけれど、説明をもらう前にこういうのを新聞で読んで私は質疑をするんですけど、宿泊施設などを書いてあります。宿泊施設以外の事業者はどういうところが対象になりますか。

○海野商工課長 まず、宿泊施設ほかの対象事業者ということですけども、繰り返しますけれども、宿泊施設の自動チェックインシステムやスーパーなどのセルフレジ、あと、小売業者等のECサイトの構築、キャッシュレス決済など、幾つか考えられる業種はあられると思われま。顧客との対面機会を減少させた取組を対象とすると。

次に、100万円を上限とする想定事業者は決まっているのかということですけども、現時点で具体的にどの事業者が対象になるかというようなことは当然決まってございませんので、今後、対象となる取組を行った事業者の申請を受けて広く助成をする形になるかと思えます。

以上でございます。

○杉田委員 スーパーとか小売事業者、そういうのも、具体的に新聞にはチェックインシステムやどうのこうのと書いてあるけれど、キャッシュレス決済がどうのこうの、それも先ほどのキャッシュレスの問題と絡んでくるとは思うんですけど、そういうところが例えばキャッシュレスの装置だとか、そういうものを入れるよというのもその対象になるのかどうか。

○海野商工課長 キャッシュレス決済に係る経費も対象となりますけれども、具体的な基準についてはこれから審議を通過して予算が確定した段階で詰めていって示したいと思っております。

以上でございます。

○杉田委員 予算額1億6,000万円、これについて想定事業者は決まっていらないよと。だけど、1億6,000万円の予算を組む基準というか、この予算の根拠、それについて説明ください。

○海野商工課長 予算の1億6,000万円の内訳ですけども、上限額を使ったと想定をして100万円が20事業者、上限額20万円が700事業者、合わせて1億6,000万円ということで予算上は計上してございます。

以上でございます。

○杉田委員 その20事業者、700事業者ですか、それというのは今の事業者、焼津にいる事業者の何を基準に20万円が700、そういう根拠になる数字を教えてください。

○海野商工課長 20事業者につきましては、この程度の申請があるものと想定をしています。700につきましては焼津市内の事業所数です。

以上でございます。

○大本経済部長 ちょっと数について補足をさせていただきたいと思います。

20万円、700事業所ということですが、こちらについては感染拡大の防止対策にしっかり取り組んでいただきたいと、そういうことで支援させていただくものですが、休業要請の協力金、休業要請、ゴールデンウィークで行っていますけれど、市として行ったところ大体700という形で出させていただいています。実際に統計を参考しているものですから、必ずしも実態に合っていない数字ということが出てきちゃっているんですけど、そういった休業要請の対象にしたところに加えて、新しい取組をしていただくようなところ、そういったところも幅広く取れるような、そういう数字で考えさせていただいています。

以上です。

○池谷委員長 次に、25番目、秋山委員。

○秋山委員 事業の具体的な進め方とか、算定の内訳について了解しましたけれども、これは結構業者数も多いということになると思うんですが、こういうチェンジをしますよということを決める前のソフト的な相談体制も併せてこの事業の中に入っているのかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○海野商工課長 事業費としては計上してございませんけれども、事前の相談については商工課で積極的に受けていきたいと思っております。

以上でございます。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 次に、26番目の質疑です。安竹委員。

○安竹委員 7款1項3目G o T oやいづキャンペーン事業費でお伺いいたします。

1番として、G o T oやいづキャンペーンの申込み方法を伺います。この申込み方法は個人でインターネット等で申し込むのでしょうか。それとも、例えば電話で宿に宿泊された方、そういう方はインターネットがないので、宿泊業者がこういうキャンペーンの申込みができるのかな。

2番目として、6キロマグロを10人、30日間、抽せん方法、この抽せん方法をどのような形で行うのか、お伺いいたします。

3番目として、宿泊者5,000人に3,000円相当の特産品のキャンペーン、この5,000人という数字、ここで終わりということは、これは宿泊者順番なのか、それとも申込みした順番なのか、そこら辺をお伺いいたします。

○山下観光交流課長 安竹委員にお答えいたします。

G o T oやいづキャンペーンの申込み方法であります。宿泊割引キャンペーンにつきましては国のG o T oキャンペーンに合わせて行う最大5,000円の上乗せ割引と、それとは時期をずらして行います最大1万円割引の2回を考えております。いずれのキャンペーンにおきましてもインターネット上での申込みが主になるかと思いますが、旅行代理店を通じた予約、宿泊施設への電話による直接予約なども考えられますので、なるべく多様な予約形態に対応できるように今後検討してまいります。

次に、マグロの抽せん方法であります。今後設定するキャンペーン期間に宿泊されたお客様に申込み方法をお知らせし、頂いた申込みデータを宿泊日ごとに整理し、公平公正を担保し、1日当たり抽せんして10名の当選者を決定したいと考えております。詳細

な抽せん方法につきましては今後検討いたします。

次に、3,000円相当の特産品プレゼントをするキャンペーンについてであります。5,000人の選び方についての御質疑ですが、今のところ、キャンペーン期間を設けて宿泊した人の中から抽せんで当たる方式を考えております。

以上でございます。

○安竹委員 了解です。

○池谷委員長 次に、27番目の質疑です。深田委員。

○深田委員 それでは、続けて、今、内容についてはお聞きしましたので、大体分かりましたので、1、3、4、5をお聞きします。

まず、今回のキャンペーン事業の目的、そして、2番目は聞きましたのでいいです。3番目に金額のそれぞれの内訳、実施時期、宿泊をキャンセルした場合はどうなるか。今回、新型コロナウイルスがまだまだ感染拡大、都市部で広まっていますのでお聞きします。

○山下観光交流課長 深田委員にお答えいたします。

初めに、キャンペーン事業の目的であります。落ち込んだ観光宿泊事業を喚起し、宿泊客を増やすことにより、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い大きな影響を受けた観光宿泊事業者の事業継続や雇用維持への対応を後押しするとともに、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化を図るものであります。

続きまして、金額の内訳でございますけれども、G o T oやいづキャンペーンにつきましては事業として4つございます。宿泊割引特典キャンペーンに1億1,950万円、日帰り型旅行商品造成事業に200万円、地域内消費創出事業に800万円、マイクロツーリズム推進事業に910万円であります。

実施時期でありますけれども、G o T oやいづキャンペーンにつきましては、第1弾として国のG o T oキャンペーンに合わせて開始すると、第2弾につきましては、市独自で10月中旬頃から最大1万円の割引を行いたいと考えております。

2つ目の事業の日帰り型旅行商品造成事業につきましては、10月から来年の3月にかけて、マグロと温泉をセットにした日帰りの旅行商品を造成して市内への誘客を図りたいと考えております。

3つ目の地域内消費創出事業につきましては、新しい生活様式を踏まえたイベントを開催する団体を支援し、地域内での消費を促すもので、時期は10月から11月頃を予定しております。

4つ目の事業につきましてはマイクロツーリズム推進事業で、焼津市観光協会が新たに取り組む市内の地域資源を活用した体験型旅行商品の企画、開発、販売システムの構築を支援するもので、8月以降取り組んでいく予定であります。

最後に、宿泊をキャンセルした場合の対応についての御質疑ですが、宿泊割引特典キャンペーンにつきましては、宿泊実績に基づき割引や特典が受けられるものとなりますので、キャンセルがあった場合には申込み受付を延長する、または実績により委託事業者と精算するなどの対応になるかと思っております。詳細につきましては今後検討してまいります。

以上でございます。

○深田委員 今回の目的は宿泊客を増やすということで、まだ1つの大きい宿泊施設はやっていなくて、1つが6月の下旬からやっているということなんですけれども、浜当目海岸に聞きましたら、既に今、県外の車が幾つか来てバーベキューもやっているよと。そういう事態で、8月からマイクロツーリズムという市内体験型もこの中に含まれていると。先ほどから杉田委員が新聞のことを言っていますけど、会派代表者会議で私もちょっとおかしいんじゃないのということを言わせてもらいましたけど、市民の方はこの新聞を見てどういう反応をするのか。お聞きしましたら、私はマグロを一切れも市からもらったことないって怒っているんですね。ちょうどこのときには、今、プレミアムチケットも電話が繋がらない、友達同士で私はつながった、私はつながらない、私は2時間もかけ続けたと、もうその話ばかり。何か市内の市民の皆さんが今分断されちゃっているような、それよりも今焼津市が臨時会でやろうとしているのは、市民のことよりも首都圏から焼津に来てもらえるような対策、新しい生活様式で対策を図ろうとしているというのが今回の特徴だと思うんですね。だから、その辺のバランスも私はすごく悪いと思うんです。公平に扱っていただきたいと思うんですね。ですから、この委託料、この中でそれぞれに4つの事業があるということで、それぞれの委託先というのはもう決まっているんですか。それをお聞きします。

○山下観光交流課長 委託事業者について決まっているかという御質疑でございますが、初めにG o T oやいづキャンペーンの第1弾で行う宿泊割引特典キャンペーンにつきましては、今後、見積り合わせで事業者のほうを決定していきたいと考えております。

また、第2弾の宿泊料金最大1万円の割引、また、特産品をプレゼントするキャンペーンにつきましては、今後、プロポーザル方式で大手旅行代理店等、公募で決めたいと考えております。

それと、2つ目の事業の日帰り型旅行商品造成事業につきましては、まだ正式決定はしておりませんが、鉄道を利用した旅行商品の造成ということで検討しておりますので、鉄道に特化した事業者を選定したいと考えております。

3つ目の事業といたしまして地域内消費創出事業でございますが、こちらにつきましては観光協会で委託いたしまして、地域内で新しい生活様式を踏まえたイベントを開催する団体を観光協会を通じて支援したいと考えております。

4つ目の事業のマイクロツーリズム推進事業につきましては、これは補助金でございますが、これは新しい現在の観光事業が外からということだけではなくて、地域の観光も見直してもらおう機会にするということで、地域限定の体験型旅行商品の企画、開発に今後観光協会に取り組んでいただく予定で、そのための補助金になります。

以上です。

○深田委員 入札は、今回すごく新型コロナウイルス対策のために臨時会も何回もやって、それで入札しないで指定業者を指定するとか、そういうのも増えているものですから、委託業者の一覧表をぜひ頂きたいと思います。これは見積りだよ、これは指定業者だよ、指定業者にした場合もその理由、なぜ指定業者になったのかということもお聞きしたいと思います。その一覧表を作っていただくというのはできますでしょうか。

ほかのところはまた後で聞きますけれども、今のG o T oキャンペーンについてはまた後で一覧表で下さい。お願いします。

特に新聞のことで調査してもらいたいということで、委員長は聞き置くという立場だと思うんですけども、やはり調査というか、議会のほうのこの新聞を使って質疑するというのはやっぱりおかしいものですから、その辺のことをぜひ考えていただきたい。このことを意見を言わせていただきたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 それでは、次に移ります。28番、石原委員。

○石原委員 7款1項3目のG o T oやいづキャンペーンに関してお伺いします。

ほとんどの詳細は今聞いたのであれなんですけど、今回のこの4つの事業、4つの事業のキャンペーンの告知、実施は10月から11月とお伺いしていますが、いつからどのようにプロモーションをかけ、県外への告知、特に東京駅にポスターを貼るとか、いろんなのがあると思うんですよ、ホームページやSNSだけじゃなく。具体的にその辺を教えてください。お願いします。

○山下観光交流課長 4つのキャンペーンの告知についての御質疑でありますけれども、4つのうち宿泊割引特典キャンペーンにつきましてはインターネット上での告知を中心に考えております。しかし、なるべく広くキャンペーン内容を告知するために、最大1万円引きを行うキャンペーンなどにつきましては大手旅行代理店のネットワークも活かした告知、プロモーションを行うために、先ほども申し上げましたが、プロポーザル方式によりそのプロモーションの内容についても事業者から提案を頂く予定であります。

また、日帰り型旅行商品の造成事業につきましては、鉄道を利用した商品造成を考えておりますので、インターネットに加え、駅構内での告知が中心になります。

その他の地域内消費創出事業、マイクロツーリズム推進事業につきましても、事業者と協議しながら進めてまいります。告知の時期につきましては、キャンペーン等の準備ができ次第、タイミングを計りながら、また、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら対象地域なども考えながら順次行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石原委員 それでは、プロポーザルというところで代理店とか旅行会社とかと言われていましたが、焼津市がそれを選定するに当たりK P I、重要指数、こちら辺のあれを網羅している代理店さんとか、その辺の具体的なところがあれば教えてください。

○山下観光交流課長 プロポーザルにおける業者選定のK P Iという御質疑でございますが、具体的にまだ資格要件について決定しているものではないので、この場ではお答えできませんが、大手旅行代理店を選定するメリットにつきましては、そこの代理店の窓口だけで申込みができるということではなくて、いろんな旅行会社を通じて申込みができるように、そういったことに対応できる場所をこの事業の事務局として設定して、いろんな方法、場所で申込みできる事業者を選定したいと考えているものですから、そういったこちらの要求するものにえられる事業者を選定したいと考えております。

以上でございます。

○池谷委員長 それでは、次に、29番目、内田委員。

○内田委員 もう大体出てきたので、①については割愛いたします。

宿泊特典キャンペーンに関しまして、対象商品の選定方法についてお伺いいたします。

○山下観光交流課長 内田委員にお答えいたします。

宿泊特典キャンペーンに関して対象商品の選定方法であります。市内の事業者の皆様幅広くキャンペーンに参画していただき、豊富な商品の中から宿泊者に選んでいただく方法を考えたいと思います。

以上でございます。

○内田委員 幅広くということをお願いしたいんですけど、もう一つ、このマグロの宿泊特典のキャンペーンもそうだと思いますけど、当選者の方に郵送等で品物をお送りすると思うんですが、ぜひともそのときにシティプロモーションの資料ですとか、あと、ふるさと納税の御案内とか、そういったことも一緒に同梱していただいて焼津市のアピールをしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○池谷委員長 次に、30番目、増井委員。

○増井委員 同じく7款1項3目の件でございます。今回の予算の導入によって具体的にどのような効果を見込んでいるか、その辺をお伺いしたいと思います。

○山下観光交流課長 増井委員にお答えいたします。

今回のキャンペーンによる効果でございますけれども、直接的な効果といたしましては、宿泊割引や宿泊特典のプレゼントキャンペーンにより宿泊者増を狙い、規模といたしましては1万5,000泊以上の効果を見込んでおります。キャンペーンの実施により宿泊状況の改善につながればと考えております。

また、焼津ミナミマグロ1年分や特産品のプレゼントキャンペーンでは、本市の地域資源をキャンペーンに合わせてアピールできる機会であると考えております。

以上でございます。

○増井委員 それ以外にいろんな部分で事業費として導入する額がそれなりに規模が大きいといったこともありまして、数値的な目標がもし組めるものがあるんでしたらぜひ組んで取り組んでいただければというふうに思います。商業的な行為ではございませんけれども、ぜひともその辺は必要ではないかなと。モチベーションを保つためにも必要ではないかというふうに思いますので、その辺のお願いをして、質疑を終わります。

○池谷委員長 次に、31番目の質疑です。松島委員。

○松島委員 それでは、9款1項4目感染症防止資機材整備事業に関して質疑させていただきます。

議案説明では備品購入費1,518万4,000円、需用費525万円、購入するのはサーモグラフィカメラ、段ボールベッドなどというふうに伺いましたが、補正額2,043万6,000円の内訳とどのようなものをどこに設置するのかを伺います。

○川村地域防災課長 松島委員にお答えします。

まず初めに、感染症拡大防止資機材整備事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市庁舎をはじめとする公共施設や避難所等における感染症対策用の資機材を配備するもので、全庁分を取りまとめたものであります。

その内訳でございますが、まず衛生用の消耗品として、市庁舎やアトレ庁舎、大井川庁舎、大井川図書館といった窓口等に配備するものとして、1リットル手指用アルコール消毒液を約1,600本、非接触型体温計を47個、ペーパータオル約470袋、ウェットティッシュを約80個、それから、フェースシールド約450個を配備します。また、避難所で

使用する消耗品としまして段ボールベッドを400セット購入するものであります。

次に、備品であります。来場者の体温を自動で感知するサーモグラフィー式カメラで、一度に複数の検温が可能なものを市役所本庁舎、アトレ庁舎、大井川庁舎、焼津図書館、ディスカバリーパーク焼津、焼津市総合福祉会館、シーガルドーム、焼津文化会館及び大井川文化会館の9か所、貸出し用2台、合わせて11台を配備いたします。

さらに、サーモグラフィー体温測定器で個別に測定する小型タイプのもので大井川福祉会館、アクアスやいづ、サンライフ焼津、とまとぴあ、大井川図書館の5か所、貸出し用5台を合わせて10台を配備するものであります。

今後も新型コロナウイルス感染対策用の物資や資機材に関しては予算や状況に応じて配備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 松島委員 丁寧に答えていただきまして、想像以上に細かく答えていただきましてありがとうございます。

この後、熱中症対策が非常に必要になってくる暑い季節を迎える中で、例えばエアコンが効いた部屋の窓を開けているとエアコンの効きが悪くなったりするということが考えられます。特に子どもさん、あるいは高齢者のところでは施設を閉めたままでも空気がきれいになるようなものがこれから必要なのかなというふうに感じております。ぜひ御検討頂きたいと思っております。

以上で質疑を終わります。

- 池谷委員長 これにて前半の通告による質疑を終了させていただきます。質疑、意見を締めます。

ここで5分間だけ休憩を取らせてもらいまして、当局が交代します。よろしくお願ひします。

それでは、当局の皆さん、御苦労さまでした。

再開は12時5分でお願ひします。

休憩（12：00～12：05）

- 池谷委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境部、教育委員会事務局部分の審査を行います。

それでは、質疑、意見に入ります。

お手元に配付してあります②の質問通告の一覧表のとおり、順次御発言をお願いいたします。

なお、ここから先も同じ項目の質問通告が多数ありますので、同じ質疑を繰り返さないように御発言のほうには御留意願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1番目の質疑に入ります。村松委員。

- 村松委員 私、志太広域事務組合の監査委員も今立场上やらせていただいております。大井川の環境管理センターの運営につきましては、非常に地元の寛大な御理解を頂いて運営できているということも重々承知しておりまして、今回新しいものを建設しているということも毎月事実の把握をしているところです。



そんなところで今回補正予算が計上されてきたわけなんですけれども、質疑の要旨としまして、環境管理センター周辺地域振興事業費の増額した理由と、2番としまして、なぜ今この時期なんだろうという2点をお尋ねします。

○堀内廃棄物対策課長 村松委員の御質疑にお答えいたします。

まず、増額した理由についてでございますが、当初は今年度に地元からの要望で大井川堤防に避難場所を整備する予定でございましたが、地元要望であります海岸手すり等の構築物につきましては、堤防地盤に手を加えることができず、大井川堤防への避難場所整備を断念し、自主防災倉庫の屋上を避難場所として整備することで地元と合意をいたしました。当初予算編成後に地元、飯淵自治会から詳細設計に基づく積算による要望がなされましたので、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、次に、なぜ今の時期での補正なのかについてでございますけれども、現在建設中の新大井川環境管理センターに係る新大井川環境管理センター建設に伴う具体要望に係る確約書に基づきまして今年度中に建設を完了する必要がございます、見積額について見積審査や地元調整を行ってございましたが、6月定例会には間に合うことができず、9月定例会では地元での建設完了が難しいため、今回の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○村松委員 一応了解したわけなんですけれども、一番最初の増額した理由が屋上の施設も加味したのだから基礎部分まで見直さなければいけないというところでこの詳細設計を見直したということなんだろうかな。そこを1点だけ再質疑します。

○堀内廃棄物対策課長 村松委員がおっしゃったとおりなんですけれども、地元の住民が避難する施設として強度のある建物になるということで、基礎を大きくしたりですとかの関係もありまして、設計の見直しがあったりとかしまして金額が上がっております。

以上です。

○池谷委員長 次に、2番目、岡田委員。

○岡田委員 今の件と全く同じなものですから、内容的には分かりました。ただ、もし7月臨時会がなかったらどうするのか。どういう対応をされましたか。

○堀内廃棄物対策課長 岡田委員の質疑にお答えします。

先ほども申し上げたとおり、地元と今までに確約書というものを交わしておりまして、その内容について再度地元と見直しの協議を行って、完成時期について見直しを行っていただくというお話をするというのを考えなければならなかったと思います。

以上でございます。

○岡田委員 当然そういうことが起こり得る。今後、やはりこういった問題は非常に微妙な部分というのがあるものですから、本来は予算決算よりも全体的な内容で今後聞いていきたい部分もあるものですから、ぜひ気をつけた対応をお願いしていきたいなと思います。

以上です。

○池谷委員長 次に、3番目、秋山委員。

○秋山委員 私、了解しましたので。

○池谷委員長 続いて、4番目の質疑です。内田委員。

○内田委員 私からは、歳出10款1項3目小・中学校教育ICT環境整備事業についてですけれど、昨日の議案説明の中でこれがGIGAスクール事業に関連するということは説明頂きました。パソコンの設定等が含まれるということはお聞きしたんですけれど、GIGAスクールの関連でいいますと、昨年度の予算の補正でGIGAスクールのネットワークのほうですね。先日、業者を決めて発注ということになりました。今年度は児童・生徒のパソコンを発注しますということで予算を計上しているかなと思うんですけど、それと今回上がった環境整備事業費の関係についてお伺いいたします。

○増田教育総務課長 内田委員の御質疑にお答えします。

6月市議会定例会の初日に審議をしていただきました補正予算の第4号、こちらは国の第2次補正予算を受けまして、国庫補助金の対象となる主に児童・生徒1人1台のパソコン端末の購入に係る予算を計上させていただきました。今回の補正予算第5号に計上させていただいた予算は、今お話にもありましたけれども、新たに整備する校内通信ネットワークに児童・生徒のパソコン端末、それと、現在、教員が校務用として使用をしている既存のパソコンなどを接続するための設定作業の委託料、それから、教員用のパソコンの購入費でありますけれども、これはいずれも国庫補助金の対象とならないものということになっています。そのため、本来ならばこの部分は市の一般財源で対応しなければならないところでありましたけれども、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて通知がありまして、国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業分に充当が可能だということが示されましたので、今回、財源振替を含む追加の補正をお願いしたものであります。

以上でございます。

○内田委員 分かりました。確かにこのGIGAスクールの関連は新たにやることということと、非常に大きな事業で、恐らくこれからも何か必要なことがあるんじゃないかなというふうに思っております。その際、やっぱり児童・生徒がちゃんと使えるような環境でなければ効果が発揮できないと思いますので、必要なところは必要なところで処置をしていただくようお願いして、質疑を終わります。

○池谷委員長 それでは、5番目、深田委員。

○深田委員 ①は了解しました。

②のほうは、今回の補正で、臨時交付金ですけれども、ソフトウェアとか、通信機器とか、通信費用というのは購入するのでしょうか。伺います。

○増田教育総務課長 今回の補正予算には、今おっしゃられたソフトウェアですとか通信費用の関係は含まれておりません。あくまでネットワークへの接続の作業料と教員用のパソコンということになります。

以上でございます。

○深田委員 設定用の委託の業者はもう決まっていますか。

それから、先生のパソコンを購入するということなんですけれども、先生もこれから研修でいろいろやっていく中で、ソフトウェアとか、それらのほかの通信費用がかかってくると思うんですけれども、国のほうの臨時交付金の中でQ&Aの中にもこれらの②の購入についてははしてもいいということが入っているんですよ。ですけど、これを入れたほうが今回よりお得ではないのかというか、早く対応ができるのではないかなと。そ

れだけ今パソコンの整備について国の補助金とか国庫支出金以外に新型コロナウイルス対策で臨時交付金に充てられるということがすごく必要なこととして位置づけられていると思いますので、その辺のことをぜひ、先ほど財政部にも聞きましたけれども、第3の実施計画も追加である可能性もありますので、今後、検討のほうをお願いして、質疑を終わります。

- 増田教育総務課長 設定作業の委託の関係の業者ですけれども、こちらはまだ決まっておられません。というのは、1つは既存のネットワーク関係の設定については、現在、保守とかに当たっている業者に契約するのが一番有利かなとは思っております。新しく1人1台のパソコンを購入する、そちらのほうの設定というのは、まだ納入業者が決まっておられませんので、それが決まればそこをお願いするほうが有利かなとは思っておりますが、現在のところ決まっておられません。

以上でございます。

- 池谷委員長 次の質疑に移ります。6番目、河合委員。
- 河合委員 私からは、10款2項1目小学校管理費、小学校再開支援事業費についてお伺いします。これは3項1目の中学校も多分同じ事業ということでの扱いになると思いますので、併せての質疑とさせていただきますけれども、学校再開に伴う感染対策としては、昨日の議案説明で消毒液の購入との説明がありまして了解しましたけれども、学校再開支援事業費としての、その辺がちょっとうまく聞き取れなかったですけれども、消耗品、備品などがあったかと思っておりますけれども、その物的体制という整備内容をお伺いします。

- 池田学校教育課長 河合委員の御質疑にお答えします。

学校再開支援事業費は各学校が段階的な学校再開に際して感染症対策等を徹底しながら児童及び生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう学校教育活動の再開を支援する経費を補助するものです。今回の事業費で整備する内容についてであります。これまでも学校から感染症対策や学習保障のために必要であり、整備してほしいものの声が教育委員会に届いており、そのようなものの中から各校の必要に応じて決定してまいります。具体的には感染症対策であれば、非接触型体温計等の保健衛生用品や教室における3密対策として換気に必要な空気清浄機等、学習保障であれば、マスクをしての授業でも子どもたちが教員の言葉を聞き取りやすくするためのマイク等の機器などが上げられます。なお、ある程度どの学校にも同様な保障が図られるよう、校長の了承の下、同一のものが整備できるように考えております。

以上であります。

- 河合委員 分かりました。校長の判断ということなのでちょっと不安も感じてはいますが、最後のほうにあったように、ある程度、校長会等で横のつながりを図っていただいて、焼津スタンダードといいますか、最低限ここだけは、例えば体温計だったらこここここの場所には最低限置く、そして、こういう使い方をするというマニュアルとともに分け与える。それ以上プラスアルファは各学校、地域の特性に合わせて校長判断をお願いすると。全てを校長にというのはとても、校長先生の危機感の薄い人はいないと思っておりますけれども、その判断にちょっとずれがあって、校長会でそろえたとしても多

少ずれがあって、それが不公平さにつながることも考えられますので、最低限ここだけは焼津スタンダードとして守ってくださいと。皆さん、これを使ってくださいと。それ以上は、これは予算がありますからここはどうぞ校長先生の判断で御自由に学校に合わせて使ってくださいというようなことを検討していただければという願いを込めて終わりたいと思います。お願いします。

○池谷委員長 8番目、須崎委員。

○須崎委員 私は公民館施設の整備についてお伺いいたします。

昨日の説明の中では和田公民館のほうに環境整備が整っていないということで、和田公民館のほうは2年ほどしかたっていないのに最初から換気の設備ができていなかったのかなというふうにお伺いしたところ、説明の中では電気換気によってやっている。今度は網戸を設置するというような説明がありました。網戸を設置するに至った経緯についてお伺いすると、もう一点、他の公民館の換気対策については問題がないのか。2点ほどお伺いいたします。

○見崎社会教育課長 須崎委員にお答えいたします。

和田公民館における換気につきましては、全熱交換器などの機械換気設備が設置されておりますので、その機械設備や窓開けによって行われているものでございます。感染予防対策としまして密閉を避けるため、窓を開けての換気が奨励されておりますので、公民館事業の再開に当たりまして実践したところ、特に夜間におきまして虫の侵入が多く、学習活動などに支障を来すおそれがあるため、今回、一部の窓に網戸を設置しようとするものでございます。なお、他の公民館につきましては、換気対策で問題となっていることはございません。

以上でございます。

○須崎委員 多くの方が公民館を利用しますので、3密を避けたような対策が必要かなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

以上で質疑を終わります。

○池谷委員長 次に、最後の質疑になります。藁科委員。

○藁科委員 最後になりますが、私のほうから10款6項6目学校給食夏季延長猛暑対策事業費につきましてお伺いをいたします。本事業、猛暑対策の内容はどのような対策事業かをお伺いいたします。

1点目といたしまして、夏季の延長、猛暑対策が必要とされる期間はどのような条件、また、状態の設定をお考えになっているのかをお伺いいたします。

○鈴木学校給食課長 藁科委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、猛暑対策の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして従来の夏季休業期間を短縮し、小・中学校の授業実施に合わせて学校給食を実施することといたしましたため、食中毒発生の防止及び調理員の熱中症対策としまして、従来の空調設備に加え、一時的に大型空調機4台をレンタルし、空調設備の増強を図るものでございます。

次に、期間の設定でございますが、例年7月20日前後から8月25日前後まで、夏休み期間中に合わせ給食は実施しておりませんが、今年は例年より2週間程度実施日数が増加し、梅雨明けの夏の最も暑い時期を含んだ期間をさらなる食中毒発生の防止及び職員

の熱中症対策の観点から大型空調設備のレンタル期間を1か月間として設定したものでございます。

以上でございます。

○池谷委員長 以上で通告による質疑は終了しました。

これにて質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 これより採決いたします。

議第51号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷委員長 挙手総員であります。よって、議第51号はこれを原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上で議案の審査は終わりました。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

閉会 (12:27)